

## 1. 議事日程

〔令和3年第1回安芸高田市議会3月定例会第7日目〕

令和3年3月2日  
午前10時開会  
於 安芸高田市議場

- |       |                                               |
|-------|-----------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                    |
| 日程第2  | 議案第9号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）                |
| 日程第3  | 議案第10号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第4  | 議案第11号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）         |
| 日程第5  | 議案第12号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）            |
| 日程第6  | 議案第13号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）        |
| 日程第7  | 議案第14号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）         |
| 日程第8  | 議案第15号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第9  | 議案第16号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第3号）             |
| 日程第10 | 議案第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）              |

## 2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

1番	南 澤 克 彦	2番	田 邊 介 三
3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
5番	新 田 和 明	6番	芦 田 宏 治
7番	山 根 温 子	8番	先 川 和 幸
9番	児 玉 史 則	10番	大 下 正 幸
11番	山 本 優	12番	熊 高 昌 三
13番	秋 田 雅 朝	14番	金 行 哲 昭
15番	石 飛 慶 久	16番	宍 戸 邦 夫

## 3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

## 4. 会議録署名議員

3番	山 本 数 博	4番	武 岡 隆 文
----	---------	----	---------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（14名）

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
教育長	永井初男	総務部長	西岡保典
企画振興部長	猪掛公詩	市民部長	宮本智雄
福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司	産業振興部長	重永充浩
産業振興部特命担当部長	行森俊莊	建設部長兼公営企業部長	平野良生
教育次長	福井正	消防長	土井実貴男
総務課長	内藤道也	財政課長	高藤誠

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	森岡雅昭	事務局次長	佐々木浩人
総務係長	國岡浩祐	主任主事	岡憲一

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

- 宍戸議長 定刻になりました。  
ただいまの出席議員は16名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番  
山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。

- ~~~~~○~~~~~  
日程第2 議案第9号 令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）  
日程第3 議案第10号 令和2年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予  
算（第3号）  
日程第4 議案第11号 令和2年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計補正  
予算（第2号）  
日程第5 議案第12号 令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算  
（第3号）  
日程第6 議案第13号 令和2年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補  
正予算（第3号）  
日程第7 議案第14号 令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正  
予算（第3号）  
日程第8 議案第15号 令和2年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計補正予算（第1号）  
日程第9 議案第16号 令和2年度安芸高田市下水道事業会計補正予算（第  
3号）  
日程第10 議案第17号 令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3  
号）

- 宍戸議長 日程第2、議案第9号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件から、日程第10、議案第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して議題といたします。  
本案9件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

金行予算決算常任委員長。

- 金行予算決算常任委員長 予算決算常任委員会委員長報告を行います。

2月24日付で本委員会に付託のありました、議案第9号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」から、議案第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」までの9件の審査結果について報告いたします。

付託された9議案につきまして、2月25日に委員会を開き、審査をいた

しました。

議案第9号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,281万5,000円を追加し、予算の総額を237億8,268万4,000円とするものであります。

補正の内容を大別すると、次の3項目になりました。

まず、1点目の通常予算ですが、新規に実施する事業の経費、市道及び県委託県道の除雪に関する経費、事業費の確定による精算などが主なものでした。2点目の災害関連の予算は、災害復旧工事に関する減額でした。3点目の新型コロナウイルス感染症対策の予算は、売上が減少となった指定管理施設への委託料の増額。また、県と市が連携して売上が減少した飲食店等に対する支援を行う「頑張る飲食事業者応援事業補助金」などでありました。

審査を通して出た特徴的な質疑と答弁は次のとおりです。

市民部の審査におきましては、委員より、「歳入で固定資産税について1億円の増額を見込まれているが、内容の説明をいただきたい。」との質疑があり、執行部より、「家屋を2,000万円、償却資産を8,000万円の増額をしているが、家屋は大きな工場等が建ったことによるものであり、償却資産は広島県の設備投資動向の率を参考に予算を組んでいたが、企業の設備投資が想定以上であったことや、個人の太陽光の設置が多かったためである。」との答弁がありました。

産業振興部の審査におきましては、委員より、「食肉処理施設運営補助金は6月補正予算で650万円を計上されていたが、今回200万円を減額される理由は。」との質疑があり、執行部より、「1月末現在の搬入頭数は、シカが490頭、イノシシが31頭で、昨年度に迫る実績である。売行きが好調のため、補助金額の減額を見込んでいる。」との答弁がありました。また、委員より、「中山間地域等直接支払交付金が大幅に減額した理由は。」との質疑があり、執行部より、「今年度、第4期対策から第5期対策へ移行する際に、高齢化や耕作ができないなどの理由で協定を締結されないことや、協定農地から外してほしいといったことから協定が減少したために、交付額も減少したと考えている。」との答弁がありました。

次に、議案第12号「令和2年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算（第3号）」の審査におきまして、委員より、「一般介護事業費の減額は、コロナ禍により介護教室の参加者が減ったことが原因であるが、今後のサポートや、代わりになる取組などは、どのように考えられているか。」との質疑があり、執行部より、「自主的に参加を控えられている状況や、一部の会場で参加人数の減少により中止することを判断されたところもあり、参加者が減少している。介護予防教室を実施していただく際のマスク、消毒液、ワイヤレスマイクの購入など、環境整備も進めながら継続的に介護予防教室を実施していただけるように支援をしたい。」との答弁がありました。

次に、議案第14号「令和2年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）」の審査におきまして、委員より、「加入者分担金をおおむね半分減額されているが、当初の見込みと違った原因は何か。」との質疑があり、執行部より、「既設の住宅で浄化槽を設置したい方は、おおむね設置されていることが原因と思われる。平成28年度から今年度までの5か年は、年100基を目標に整備を進めてきたが、令和3年度以降の5年間は目標を80基に見直して事業を進めたいと考えている。」との答弁がありました。

そのほかの特別会計の補正内容は、事業費の確定や、執行見込みによる事業費の調整等が主なものでした。

各会計の歳入、歳出について審査した結果、補正額、補正内容等は適正であると判断し、議案第9号から議案第17号までの9議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○宍戸議長 これをもって委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより本案9件に対する討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号「令和2年度安芸高田市一般会計補正予算（第11号）」の件から、議案第17号「令和2年度安芸高田市水道事業会計補正予算（第3号）」の件までの9件を一括して起立により採決いたします。

本案9件に対する委員長報告は、原案可決であります。本案9件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案9件は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、3月4日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員